

# 奈良市学校規模適正化基本方針

(提言)

平成19年4月

奈良市学校規模適正化検討委員会



# 目 次

はじめに	1
小・中学校編《第1部》 ～ 小・中学校の適正化に関する基本的な考え方 ～	
1 市立小中学校の状況について	2
(1) 児童生徒数及び学校数の推移	2
(2) 学校の小規模化と学校間の差	3
(3) 1学級当りの児童生徒数	4
(4) 通学区域の状況	4
2 学校の小規模化・大規模化に伴う問題点について	4
(1) 小規模校のメリット・デメリット	4
(2) 大規模校のメリット・デメリット	5
3 適正な学校規模についての基本的な考え方について	5
(1) 1学級当りの児童生徒数について	5
(2) 適正な学校規模について	6
4 望ましい学校規模に基づく配置の考え方について	6
(1) 適正な学校規模確保に向けた取組について	7
(2) 適正規模確保の取組に当たって配慮すべき事項について	7
5 一人ひとりに応じた多様な学びの支援について	8
6 その他の教育環境の整備について	9
○注記	10
小・中学校編《第2部》 ～ 地域別の学校規模適正化 ～	
1 地域別の学校規模適正化に関する考え方	11
(1) 適正化の実施期間について	11
(2) 地域別の区分について	11
(3) 適正化の内容について	11
(4) 適正化の対象校	11
(5) 適正化の進め方	12
2 地域別の学校規模適正化について	13
(1) 西北部ゾーン	13
(2) 中部ゾーン	14
(3) 中央市街地ゾーン	15
(4) 南部ゾーン	16
(5) 東部ゾーン	17
(6) 月ヶ瀬ゾーン	18
(7) 都祁ゾーン	18

幼稚園編《第1部》 ～ 幼稚園の適正化に関する基本的な考え方 ～

1 市内の幼児教育の状況について	19
(1) 市内幼稚園の状況	19
(2) 市立幼稚園の状況	19
(3) 地域別に見た市立幼稚園の状況	21
(4) 私立幼稚園の状況	21
(5) 国立幼稚園の状況	21
(6) 保育園の状況	22
2 幼稚園規模の適正化（適正規模・適正配置等）について	22
(1) 望ましい教育環境の確保	22
(2) 市立幼稚園の適正規模・適正配置の基本的な考え方について	23
(3) 市立幼稚園と市立小学校との連携について	24
(4) 市立幼稚園と市立保育園との連携について	25
(5) 幼保一体化及び「認定こども園」制度の活用について	25
3 その他の教育環境の整備について	26
○ 注記	27

幼稚園編《第2部》 ～ 地域別の幼稚園規模適正化 ～

1 地域別の幼稚園規模適正化の考え方	28
(1) 適正化の実施期間について	28
(2) 地域別の区分について	28
(3) 適正化の内容について	28
(4) 適正化の対象園について	29
(5) 適正化の進め方について	29
2 地域別の幼稚園規模の適正化について	30
(1) 西北部ゾーン	30
(2) 中部ゾーン	33
(3) 中央市街地ゾーン	33
(4) 南部ゾーン	35
(5) 東部ゾーン	35
(6) 月ヶ瀬ゾーン	36
(7) 都祁ゾーン	37

おわりに	38
------	----

資料編

○奈良市学校規模適正化検討委員会検討経過	39
○奈良市学校規模適正化検討委員会・作業部会名簿	41

はじめに

全国的に少子高齢化が進む中、奈良市においても多くの地域で小・中学校及び幼稚園の小規模化が進行しています。一方、奈良市の西部では住宅開発により、現在も子どもの数が増加している地域もあり、一部の小学校において過密な状況が生じているなど、学校園規模の格差が生じています。このような状況に対して奈良市第3次総合計画において、奈良市立学校園の規模及び配置の適正化を図る必要があるとされています。

さて、奈良市学校規模適正化検討委員会は、平成18年6月20日に教育長より、「小・中学校及び幼稚園について、子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるような適正規模、適正配置の基本的な考え方及び市や地域の特性を踏まえた適正化を図るための方策について」諮問を受けました。

以後、検討委員会8回と義務教育部会5回、幼児教育部会5回の作業部会を開催し、延べ18回にわたって検討を行いました。また、検討にあたっては、学校園視察や校長に対するアンケート調査を実施したことや、広く市民の方々に「奈良市学校規模適正化基本方針（中間報告）」を公表し、パブリックコメントをいただくなど、できるだけ現状にそった提言になるように努めました。

本検討委員会では、市域を7つのゾーンに分け、各学校園についてシミュレーションを行いながら、現存の小・中学校及び幼稚園の統廃合が単なる数合わせに終わるのではなく、小・中学校間の段差を緩やかなものにし、児童生徒の学習や生活のスムーズな移行が図れるような「小中一貫教育」の導入や幼稚園における就学前教育と小学校における学校教育との連続性を考慮した連携を進めるための「幼小連携」など、奈良市の特色ある教育の位置づけとなるような新しい学校園づくりの創造につながる提案も併せて行い、ここに提言したものです。

この提言が早急に具現化されるには、適正な規模が確保された教育環境の整った学校に子どもを通わせたいと思う保護者がいる反面、地域社会の核である学校を失いたくないという地域感情も根強いなど、様々な考え方や意見があったり、学校の統廃合により登下校の安全確保という問題もあるなど、こうした課題を乗り越えていく必要があります。

このことは、行政のより一層の努力により推進されることを期待するものですが、併せて、学校関係者、保護者、地域の方々など市民全体の理解と協力があつて実現可能となるものであると考えます。

平成19年4月

奈良市学校規模適正化検討委員会  
会 長 重松 敬一

1 市立小中学校の状況について

(1) 児童生徒数及び学校数の推移

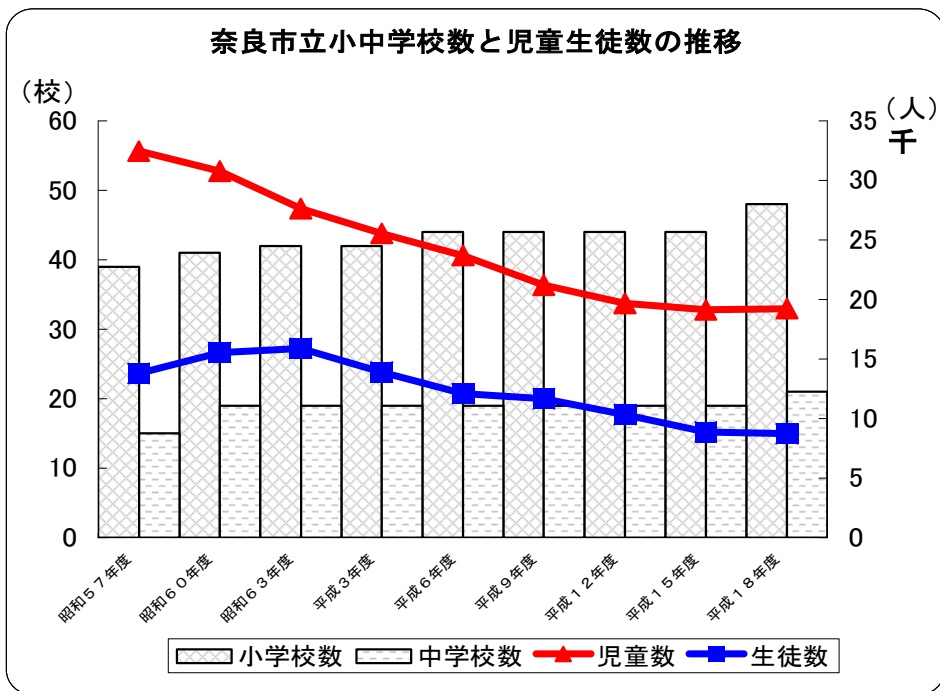
市立小中学校の児童生徒数は、文部省（現文部科学省）が学校基本調査を開始した昭和37年度以降では昭和57年度の46,241人をピークに、その後徐々に減少を続け、月ヶ瀬村、都祁村との合併前の平成16年度は27,505人となり、ピーク時の約60%にまで減少しています。

また、市立小中学校数は、昭和40年前後から宅地開発が進み、特に奈良市西部では人口急増に伴って小中学校の新設が相次ぎ、平成5年度まで増え続けました。

その後、平成15年度末に小学校1校が児童数の激減により廃校となりました。平成17年4月には月ヶ瀬村、都祁村との合併により月ヶ瀬村の1小1中、都祁村の4小1中を加え、現在では小学校48校、中学校21校となっています。

図-1

(平成18年5月1日現在)



	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度	平成3年度	平成6年度	平成9年度	平成12年度	平成15年度	平成16年度	平成18年度
小学校数	39	41	42	42	44	44	44	44	43	48
中学校数	15	19	19	19	19	19	19	19	19	21
児童数	32,462	30,781	27,617	25,538	23,688	21,205	19,681	19,135	19,090	19,219
生徒数	13,779	15,550	15,902	13,890	12,091	11,514	10,195	8,741	8,415	8,603
児童生徒数計	46,241	46,331	43,519	39,428	35,779	32,719	29,876	27,876	27,505	27,822

※春日中の夜間学級生徒数は含まない。

## (2) 学校の小規模化と学校間の差

児童生徒数の減少に伴い、学校は小規模化しており、学校教育法施行規則で標準とされている12学級から18学級を下回る学校数が増加しています。(図-2参照)

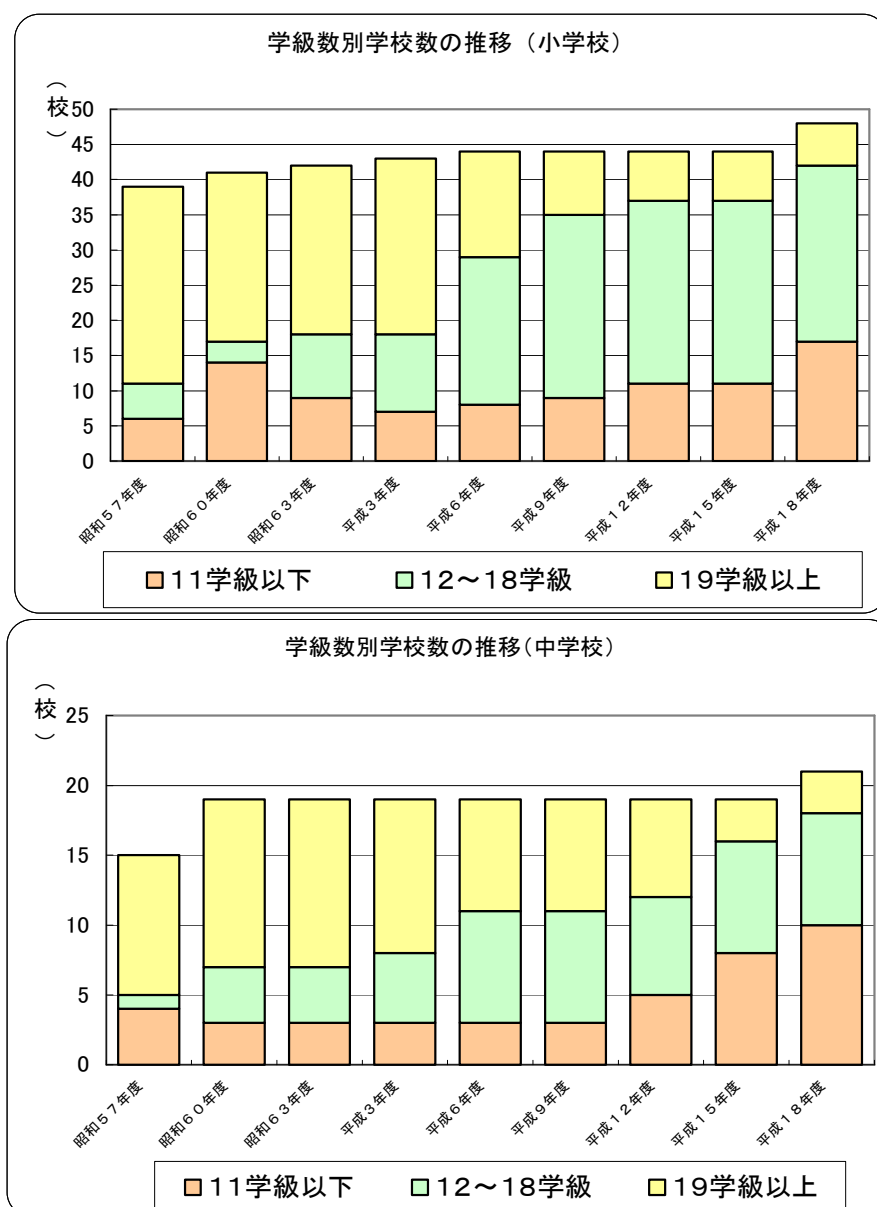
平成18年度の児童生徒数及び学級数の学校間の差は、表-1のようになります。

表-1 校種別児童生徒数及び学級数の格差 (平成18年5月1日現在)

	児童生徒数(人)			学級数(学級)		
	最小	最大	格差	最小	最大	格差
小学校	27	951	35.2倍	3	28	9.3倍
中学校	36	832	23.1倍	3	22	7.3倍

※障害児学級及び春日中夜間学級の数は含まない。

図-2



※障害児学級及び春日中夜間学級の数は含まない。

### (3) 1学級当りの児童生徒数

平成18年5月1日現在における小中学校の1学級当りの平均児童生徒数は、小学校では29.6人、中学校では34.2人となっています。特に、西北部ゾーンの小中学校については、小学校では31.1人、中学校では35.8人となっています。

なお、現行制度では、1学級当りの児童生徒数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で40人と規定されています。

### (4) 通学区域の状況

本市では、小学校で概ね2km以内、中学校で概ね4km以内を通学距離の標準と考え、それより遠距離を通学する児童生徒を対象として、通学費助成金の交付をしています。しかし、学校数の増加に伴って、通学区域が小規模化し、市街地の多くの学校において、小学校では半径1km以内、中学校では半径2km以内に通学区域の大半が入る状況となっています。

## 2 学校の小規模化・大規模化に伴う問題点について

少子化の進行に伴う学校の小規模化や、新たな宅地開発等による一部の学校の大規模化が進んでいます。このような状況が、教育現場においてどのような影響となって現れているかを、学校規模によるメリット・デメリットという観点から確認したうえで、学校規模の適正化と適正配置に取り組む必要性について共通認識に立つこととしました。

### (1) 小規模校のメリット・デメリット

児童生徒・教員・保護者を含めて互いの結びつきが深くなり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすいというメリットがあります。その反面、少人数であるがゆえの問題点として、人間関係や互いの評価が固定されやすく、いじめなどの問題が生じた場合に後年次まで影響が残りやすい。さらに、学習面においても評価が固定化されやすく学習意欲や競争心に問題が生じやすいことや、選択教科や部活動などで選択肢の幅が狭いなどのデメリットがあげられます。

小中学校長を対象に実施したアンケートからは、小学校でクラス替えがなく6年間を通して同じ学級であった場合、互いに依存関係の強い人間関係が生じてしまい、多様な考えや行動に触れる機会が少なく、それに伴う様々な問題が子どもだけでなく保護者にも広まっていくという意見がありました。

また、学校運営の面においても、教員の配置数が少なく、現実に学年研修や校務分掌などの面で教員に多少無理がかかっており、その結果、教育を受ける子どもたちにも影響が生じる可能性があると思われます。



## (2) 大規模校のメリット・デメリット

多様なクラス替えができることによって新たな価値観や人間関係の形成に寄与し、学習意欲や競争心を活発にするなどのメリットがあります。また、中学校では選択教科や部活動などでの選択肢が広がるなど、ちょうど小規模校のデメリットとは裏腹な関係でメリットがあげられます。しかしながら、その反面として、学校としての一体感を保ちづらいことや、施設利用に制約が生じるなどのデメリットがあげられます。特に前述のアンケートからは、生活や進路などに関する生徒指導の面で個々の生徒の状況に応じた対応が求められる中学校では、十分に目が行き届きづらいという意見がありました。

以上のことから、小規模校・大規模校それぞれのメリット・デメリットについて考慮した場合、やはり、一定の規模を超えて小規模化や大規模化が進んだ場合にはデメリットとしての影響のほうが大きいと考えられます。したがって、子どもたちにとって望ましい教育環境を提供するためには一定の学校規模を確保する必要があるとの結論に達しました。

## 3 適正な学校規模についての基本的な考え方について

学校教育法施行規則第17条では「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とするが、地域の実態その他により特別の事情がある場合にはこの限りでない。」(中学校も同様)とされています。本検討委員会では、こうしたことを基本にして奈良市としての「適正規模」についての基本的な考え方を検討することにしました。

検討にあたっては、教育の機会均等や「子どもにとって望ましい教育環境かどうか」という視点を大切にしなければなりません。

なお、本検討委員会では、学校規模の検討のため、1学級の定員を40人とした普通学級(障害児学級は含まない)を対象に、以下の検討を行いました。

### (1) 1学級当りの児童生徒数について

1学級当りの望ましい児童生徒数の条件として、子どもたちが授業への参加意識や充実感を得るためには、授業での発言などを通して教員や子ども同士のコミュニケーションを取る機会が多く確保されていることが大切です。個人学習と班・グループ学習を活用することにより、学習の協同化の長所が生かされると考えられます。

グループでの討論・検討など思考の多様化や協力を求める学習のことを考えれば、5～6人を1班として4班～6班のグループが編制できることが望ましいと考えられます。このように効果的なグループ学習など集団学習という面についても考慮すると一定の児童生徒数が必要であることから、20人から35人が望ましいと考えられます。なお、小学校1年生では、入学当初に子どもたちが顔と名前が一致し、学校生活に馴染めるように、幼稚園の1クラスの人数を参考に入れることも必要であり、低学年では上限を30人とすることが望まれます。

## (2) 適正な学校規模について

適正な学校規模を構成する要素として重要な点は、適切なクラス替えが可能であるということです。クラス替えを通じて様々な新しい人間関係が生じ、そこから多様な価値観や学習意欲、さらにはよい意味での競争心が生まれるなど、単学級による弊害を除くことが可能となります。最低でも1学年に複数学級あることが前提となります。さらに、クラブ活動<sup>(注1)</sup>での選択肢の確保、体育祭、文化祭などの学校行事における学級ごとの取組など、集団としての教育面を考慮した場合、小学校では1学年2学級から3学級あることがより望ましいと考えられます。

また、教員の側にとっても、1学年に複数学級あることは教員相互の研修が可能となり、互いに切磋琢磨できることや校務分掌の分担という面からメリットがあります。

中学校では、教科担任制であることから、各教科複数の教員配置が可能な学級数が一つの目安と考えられます。特に、同一学年で同一教科は一人の教員が担当することが望ましいと考えられます。

一方、学校規模が過大となることによっても先に確認したとおり様々なデメリットが想定されます。したがって、学級数の増加によって学校への帰属意識や連帯感の維持、特別教室や体育館等の施設利用などの面で支障が生じることのない学校規模とする必要があります。特に、中学校においては、学習面だけでなく、部活動の選択肢の確保や生活や進路などに関する生徒指導の面でも十分に対応できる学校規模であることが重要です。中学校では1学年3から6学級あることがより望ましいと考えます。

なお、適正な学校規模を設定するにあたっては、上記事項のほかに国の基準など幅広い観点から検討し、奈良市として「望ましい学校規模」(表-2)を考えました。

表-2 望ましい学校規模

	学 級 (1学級当たりの人数)	学 年 (1学年の学級数)	学 校 (全学年の学級数)
小学校	20から35人	2から3学級	12から18学級
中学校	20から35人	3から6学級	9から18学級

## 4 望ましい学校規模に基づく配置の考え方について

学校の配置については、望ましい学校規模を踏まえ、検討すべき学校を具体化し、改善策を照らし合わせる中で、当該学校の経営や学習指導など、学校に直接関わる内容はもとより、地域との関わりや歴史などを勘案し、総合的に判断されることが必要であり、具体的な個々の配置については、当該学校を始め、保護者や地域等との十分な検討の機会を設定すべきです。

そのため、今後の具体的検討が十分なものとなるよう、以下に望ましい学校規模に基づく配置の具体策と学校の配置に関わる考慮すべき点をまとめました。

## (1) 適正な学校規模確保に向けた取組について

### ① 適正な学校規模を下回る場合

基本的には、統廃合も視野に入れた検討が望ましいと考えます。その際、近接・隣接する学校との関係を検討することや、将来さらに規模が小さくなることが明らかな場合は、既成概念にとらわれない新たな発想を求めることも必要になってきます。

しかし、小規模校ならではの特色が見出される可能性も考慮する必要があり、その際は、教員不足などの教育環境の整備に配慮する必要があります。

### ② 適正な学校規模を上回る学校の場合

基本的には、適正な規模を大きく上回る状況が続き、通学区域の変更等によりその解消を図ることが困難な場合は、学校の分離新設を視野に入れた検討が望ましいと考えます。

また、分離新設をしない場合は、大規模校の弊害をできるだけ解消するよう教育環境の整備を図ることが必要です。

## (2) 適正規模確保の取組に当たって配慮すべき事項について

学校規模の適正化と適正配置に向けた取組が、子どもたちにとっての良質な教育環境の形成に寄与するためには、通学に関して子どもや保護者に負担を強くないなど、十分な配慮が必要です。

### ① 通学区域の設定について

現状では一つの小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域に分かれる事例（9校）も見られます。

配置の具体策の一方策として、また、統廃合・分離等に関わり、通学区域の変更も考えられます。その際は、「通学距離・時間」「通学路の安全性」「地域性」等の総合的な検討が必要であり、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫が望まれます。

また、国から示されている通学区域制度の弾力的運用の考え方を踏まえ、特認校制度<sup>(注2)</sup>など併せて検討することが望ましいと考えます。

学校規模の確保という観点からは通学区域制度を堅持することが大前提ですが、個別の事情に対しても柔軟に対応していくべきです。

### ② 通学距離について

国の基準<sup>(注3)</sup>として小学校では4 km 以内、中学校では6 km 以内という基準があります。奈良市教育委員会が標準としている小学校で2 km 以内、中学校で4 km 以内という距離は概ね妥当なものと考えられます。

ただし、現状では市街地の小学校で通学区域のほとんどが半径1 km 以内に入ってお

り、適正配置を進めることによって必然的に通学距離は現在よりも遠くならざるを得ないことから、通学路の安全確保には十分な配慮が必要です。

### ③ 学校統廃合・分離等について

適正な学校規模を下回る場合には、隣接・近隣の学校との統廃合を、また、上回る場合には、学校の分離新設を検討する必要があります。

そのことは、一方的な結論を導き出すためではなく、学校を今一度考え直す機会と捉えることが大切であり、公開性、透明性などに十分留意し、時間的な見通しも明らかにする中での検討が望ましいと考えます。

### ④ 通学区域制度の弾力化について

学校の配置の改善策とは直接結びつくものではありませんが、通学区域との関連性や、学校の規模、配置への影響も考えられることから、学校選択の機会拡充、特色ある学校づくり、学校規模の不均衡や通学距離の違いなどの学校間の格差など、多角的に検討されるべき内容です。

したがって、教育改革に関わる新たな取組が進む中で、すでに国による通学区域制度の弾力化が打ち出されて以来、全国的に学校選択制<sup>(注4)</sup>の導入が進み、奈良市内においても富雄北小学校区では平成16年度から隣接校区選択制を導入していることから、これらの成果や課題も調査、研究を進めた上で、今後検討すべき制度と考えます。

## 5 一人ひとりに応じた多様な学びの支援について

近年、障害児学級に在籍する児童生徒数が増加しています。そこで、県教育委員会では、県立障害児教育諸学校の規模と配置の適正化を図っています。

また、特別支援教育への転換を図るため、現在、通常の学級に在籍する<sup>(注5)</sup>軽度発達障害のある児童生徒に対しても、積極的な教育支援を行うために、校内や保護者・関係機関との連絡・調整役を担う「特別支援教育コーディネーター」<sup>(注6)</sup>の養成を行い、小・中学校に順次配置しています。

本市においても、専門的な指導を受けるために通級指導教室<sup>(注7)</sup>に通級する児童が増えてきており、ことばの指導だけでなく、軽度発達障害についての相談も増加してきています。こうした状況から、通級指導の対象が広がり、そのニーズの高まりを受け、中学校への通級指導教室の開設も含め、適正な配置について検討が望まれます。

このことから、通級指導教室等は専門性を保持するためにも、教員を複数配置し、巡回指導等が行えるようにするなど、積極的な支援機能を拡充させ、拠点校としてセンター的機能を持たせることなどについても併せて検討する必要があります。

## 6 その他の教育環境の整備について

学校の適正規模・適正配置の検討過程で、今回の適正化とは関連性が少ないけれども今後の学校教育の充実を図る上での検討すべき事項として、次の内容があげられました。

まず、小学校低学年における児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動を一層推進するため教職員の加配を実現していく必要があります。

また、地域や保護者による学校運営への参画などによる推進体制を整え、校長の意向を尊重した教職員人事や学校裁量経費の支出による「学校の裁量権の拡大」、地域人材の活用や地元産業界との連携など「学校と地域との連携」が今後積極的に推進されることが必要です。

加えて、学校が、市民の生涯にわたる学習ニーズに応える快適で豊かな文教施設となることや、老朽化した校舎や体育館などの耐震化や改築を進め、児童生徒の生命を守るための安全・安心な学校づくりなどを進める様々な施策を積極的に実施することが望まれます。

## 注 記

### (注1) クラブ活動

クラブ活動は、学習指導要領上、学年や学級の所属を離れ、同好の児童をもって組織し、共通の興味・関心を追求する活動とされ、小学校4学年以上で特別活動として行われる。中学校においては、平成10年12月の学習指導要領の改訂（平成14年度から実施）により、ほぼ同じ特質や意義をもつ教育活動として、放課後等における部活動が広く行われていることから、クラブ活動は廃止された。

### (注2) 特認校制度

小規模校入学特別認可制度（以下「特認校制度」という。）とは、豊かな自然環境に恵まれた小規模の学校で、自然に積極的にふれあい、地域との出会いや交流を大切にした教育活動の中で、豊かな人間性を培いたいと希望する児童・保護者に一定の条件を付して特別に入学・転学を認め、多様な教育の機会を創出し、児童・保護者のニーズに応えようとするものである。

### (注3) 国の基準（適正な学校規模の条件）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項では、適正な学校規模の条件は、通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であることと規定されている。

### (注4) 学校選択制

学校選択の機会の拡大を図るための通学区域の弾力的な運用により、通学区域の弾力化と学校選択制の2つの対応に分かれた。学校選択制は、従来の1学区1校区とは異なり、学区を撤廃するか、1学区の中に複数校を設定し、その中から、保護者に学校選択の自由を認める制度である。

### (注5) 軽度発達障害

発達障害のうち、知的障害を伴わないものを指す。アスペルガー症候群（高機能自閉症）、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等がこれに当たる。2003年に文部科学省は、通常の学級に在籍する児童生徒の内、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担任教師が回答した児童生徒の割合は、6.3%であると、集計結果を報告している。

### (注6) 特別支援教育コーディネーター

今後の特別支援教育を推進する上で、学校内及び関係機関との連絡調整役を担うものとして「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で初めて示された。障害のある児童生徒等の支援を適切に進めるために、学校内の関係者、関係諸機関、保護者等と情報や意見の交換を的確に行うための連絡調整を行う教員。

### (注7) 通級指導教室

軽度の障害のある児童生徒が各教科の授業を通常の学級で受け、その障害の改善・克服のために必要な特別な指導（自立活動）を特別の指導の場で受けることができる指導形態。平成5年度から制度化されている。

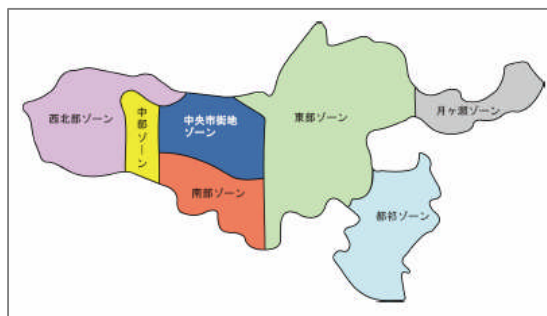
## 1 地域別の学校規模適正化に関する考え方

### (1) 適正化の実施期間について

平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

### (2) 地域別の区分について

児童生徒数の推移については、住環境と関連が強いことから、学校園の適正化を検討するにあたって、市域を「奈良市第3次総合計画」の土地利用の方向性をもとにしたゾーン分けによる「7つのゾーン(右図)」に区分して策定しました。なお、必要に応じて隣接するゾーンとの調整を行いました。



### (3) 適正化の内容について

奈良市内の児童生徒数の将来の見通しを踏まえ、次の2点について示すものとなりました。

#### ① 小中学校配置の将来方向

ゾーン全体の児童生徒数の推計及び通学条件等をもとに、将来的な学校配置の姿として示すものとなりました。

したがって、個々の学校の状況によっては必ずしも計画期間内に達成できるものではありませんが、適正配置の検討はこの将来方向にそって進めていくこととします。

#### ② 望ましい適正規模

全ての小中学校について、1学級の児童生徒数を概ね20から35人とし、1校の学級数を、小学校については、概ね12から18学級、中学校については、概ね9から18学級を目安として検討しました。

### (4) 適正化の対象校

将来的な児童生徒数の動向を考慮したうえで対象校を決定するため、住民基本台帳により推計可能なこの先5年間の児童生徒数の推計をもとに、将来とも適正規模に満たないと予測される学校及び適正規模を超えると予測される学校を適正配置の対象として検討しました。

## (5) 適正化の進め方

学校規模を「過小規模校」「小規模校」「大規模校」「適正規模校」の4つに区分し、実施期間内に以下のとおり適正化を進めることとしました。

### ① 過小規模校

5学級以下の小中学校（複式学級がある小学校及び6学級があっても20人未満の学級が1学級でもある場合、並びに1学級のみのある学年がある中学校）については、統廃合について早急に検討します。

### ② 小規模校

適正規模に満たない小中学校については、将来的な児童生徒数の推移や校舎等の改築時期などを十分考慮しながら、計画期間内に小学校については11学級以下、中学校については8学級以下となる学校を対象として、統廃合や通学区域の見直しを図り適正な学校配置について検討します。

### ③ 大規模校

適正規模を超える学校については、全市的に児童生徒数が減少する見通しにあることから、将来の動向を十分に見極めたうえで、必要に応じ通学区域の見直しや校舎等の増改築など教育環境の整備を検討します。

### ④ 適正規模校

基本的に現状を維持することとします。

ただし、校舎等の改築時には、将来的な児童生徒数の推移と全市的なバランスのとれた学校配置を十分に見極め、必要に応じては、学校位置の見直しも含め適正配置について検討します。



## 2 地域別の学校規模適正化について

### (1) 西北部ゾーン

ゾーン	校数	小学校		住民基本台帳に基づく推計							中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計							
		児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減	生徒数		学級数	H19		H20	H21	H22	H23	増減			
西北部	1	伏見	645	19(1)	633	659	684	700	715	↗	伏見	598	16		566	560	557	552	565	↘		
	2	あやめ池	478	15	481	481	502	507	492	→												
	3	西大寺北	527	18	537	558	568	575	573	↗												
	4	富雄北	951	28(2)	961	954	935	913	893	→	富雄	800	21	三碓小	858	893	933	983	1,013	↗		
	5	鳥見	498	17(2)	477	486	477	439	400	↘												
	6	富雄第三	476	15(1)	477	458	453	418	375	↘												
	7	鶴舞	302	12	303	299	297	294	275	→	登美ヶ丘	320	9	登美ヶ丘小 東登美ヶ丘小	308	294	305	312	307	→		
	8	平城西	305	11	302	302	293	271	273	↘												
	9	右京	315	12	297	295	293	276	271	↘	平城西	327	9		334	354	361	359	364	↗		
	10	神功	484	16(1)	494	471	453	420	370	↘												
	11	青和	679	21(2)	710	730	745	753	746	↗	二名	490	14	登美ヶ丘小	517	516	495	491	498	→		
	12	二名	421	14(2)	393	389	393	382	371	↘												
	13	六条	879	24	858	822	818	817	802	↘	京西	582	17		600	582	610	567	577	→		
	14	伏見南	469	14	449	451	445	446	435	→												
	15	富雄南	552	18	540	544	541	529	513	→	富雄南	534	15	あやめ池小	533	537	521	521	511	→		
	16	三碓	865	25(1)	870	879	883	857	845	→												
	17	登美ヶ丘	623	20(2)	619	635	617	594	572	→	登美ヶ丘北	279	9(1)		283	311	324	340	340	↗		
	18	東登美ヶ丘	502	16(1)	513	512	506	492	488	→												
	19	朱雀	373	13(1)	367	364	353	344	317	↘	平城東	510	14		506	490	450	418	415	↘		
	20	佐保台	87	6	80	72	76	80	84	↘												
	21	左京	524	18(2)	486	469	454	433	414	↘												

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

#### ① 小中学校配置の将来方向

##### ア 小学校

西北部ゾーンには、一部の地域において新しい住宅地として開発が進む地域や、人口急増期に対応し、数々の大規模集合住宅建設地に確保した学校用地に新設校を設置したが、少子化の影響を受け、適正な学校規模が確保できない地域があります。

このためゾーン内には、現在も児童生徒数が増加している校区と逆に減少傾向にある校区が混在している状況から、ひとくくりでの検討には無理があるので、更に3つのグループに分け検討しました。

##### ○ Aグループ 小学校(右京・神功・朱雀・佐保台・左京)

##### 中学校(平城西・平城東)

大規模集合住宅や戸建住宅建設用地に確保した学校用地に学校を建設した地域ですが、今後は宅地の大規模な供給がなく、推計では児童数の通減が続くと予測できます。

特に佐保台小学校は、全校6学級で1学級14～15人前後の過小規模校であり、他のグループとの教育環境の違いが著しいグループです。

よって、過小規模校である佐保台小学校は、中学校区が平城東中学校であることや比較的近距离にある左京小学校に統廃合し、規模の適正化を図ることが望まれます。

- **Bグループ** 小学校(富雄北・あやめ池・鳥見・青和・二名・三碓・富雄第三・東登美ヶ丘・登美ヶ丘)  
 中学校(伏見・富雄・二名・富雄南・登美ヶ丘北)

大規模な集合住宅や戸建住宅が建設された人口急増地域であり、現在も富雄北小・三碓小・登美ヶ丘小・東登美ヶ丘小の各校区では、大規模集合住宅の建設が進んでおり、今後も増加すると予測しました。

よって、富雄北小学校や三碓小学校は、今後も大規模の状況が継続すると予想されるため、隣接校区を含めた校区の見直し及び再編を行うことが望めます。また、積極的な通学区域の弾力化を図り、小学校へこの基準で入学した場合は、卒業した小学校の校区が含まれる中学校へも同基準にて基本的には入学できるように配慮する必要があります。

また、余裕教室の多い鳥見・富雄第三小学校は、校舎をそのまま利用した施設一体型の小中一貫教育を導入することが望めます。これにより富雄中学校の大規模化を抑制する効果を期待します。

今後、いずれの方法によっても、適正な規模を大きく上回る状況が続き、その解消を図ることが困難な場合は、学校の分離新設を視野に入れた検討が望めます。

- **Cグループ** 小学校(伏見・富雄南・鶴舞・六条・西大寺北・平城西・伏見南)  
 中学校(伏見・登美ヶ丘・京西・富雄南・京西)

近鉄西大寺駅に近く、交通の利便性や周辺の道路整備等の要因などから人口流出が抑制されているが、今後はなだらかな減速が続くと予測できます。

いずれの学校も、今後急激に小規模及び大規模化することはないと見込まれますが、更に長いスパンでその状況を見守る必要があります。

## イ 中学校

小学校と同様に、比較的近距离に中学校が設置されており、特にBグループに位置する富雄中学校は、小学校の児童数の増加に伴い今後5年間は増加すると予測され、最大1000人を超える大規模校となります。富雄中学校は既に大規模校となっていますが、今後の生徒数の増加に伴っても校舎には余裕があることから、校舎の老朽箇所の改築等、教育環境の整備について検討する必要があります。

### (2) 中部ゾーン

ゾーン	校数	小学校		住民基本台帳に基づく推計						中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計						
		児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減		生徒数	学級数		H19	H20	H21	H22	H23	増減	
中部	1	都跡	690	20	683	682	689	655	650	→	都跡	326	9		331	327	324	314	322	→
	2	平城	655	18	677	694	707	701	689	↗	平城	413	13(1)	平城西小 西大寺北小 都跡小	421	386	393	412	424	→

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

① 小中学校配置の将来方向

ア 小学校

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとする歴史的文化的遺産や、自然環境に恵まれたこのゾーンでは、都市計画法に基づく「風致地区」等の法的規制により、新たな大規模な宅地の開発は許可されず流入人口はないと予測できます。

したがって、少子化により児童数は今後も逡減すると予測できますが、当面は、両校とも適正な規模で推移します。

現在、スクールバスを利用して遠距離を通学している佐紀町と山陵町の一部は、佐保小学校への通学を認めるなど、積極的な通学区域の弾力化を図り、通学時間の短縮などの軽減を図る必要があります。また、それにより卒業した小学校の校区が含まれる中学校へも同基準にて基本的には入学できるように配慮するなど、多角的に検討されることが望まれます。

イ 中学校

当面は、両校とも適正な規模で推移しますが、更に長いスパンでその状況を見守る必要があります。

(3) 中央市街地ゾーン

ゾーン	校数	小学校	H18年度児童数		住民基本台帳に基づく推計						中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計					
			児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減		生徒数	学級数		H19	H20	H21	H22	H23	増減
中央市街地	1	済美	618	18	594	605	577	560	542	↘	春日	654	18		678	638	653	613	616	→
	2	大安寺	378	12	382	384	385	394	412	→										
	3	済美南	329	12(1)	306	310	302	295	294	↘										
	4	椿井	228	8	215	238	235	229	215	→	三笠	832	22		853	846	846	860	861	→
	5	大宮	539	17	530	539	521	541	521	→										
	6	大安寺西	625	22(2)	610	590	590	566	550	↘										
	7	佐保川	589	19(1)	592	578	557	523	506	↘										
	8	鼓阪	170	6	158	145	138	132	129	↓	若草	461	13(1)	相和小	432	424	411	410	394	↘
	9	佐保	453	15(2)	435	415	395	367	361	↘										
	10	鼓阪北	309	12(1)	299	273	253	238	204	↓										
	11	飛鳥	687	21(1)	648	640	616	563	551	↘	飛鳥	358	12(2)	椿井小	347	336	337	346	347	→

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

① 小中学校配置の将来方向

ア 小学校

歴史文化都市にふさわしい世界遺産や行政機関が集積し、奈良らしい景観を形成したゾーンです。

このゾーンでは、椿井小学校と鼓阪小学校が小規模校となっています。

椿井小学校区は、特に商店街を中心とした商業地域で昼間人口は多いが、店舗の多くは校区外に住居を持っているため居住人口は多くなく、児童数の増加は望

めない状況にあります。椿井小学校には、市内全域から通学できる難聴学級と難聴通級指導教室（きこえの教室）があり、防音室や聴力検査の設備が整っていることなどから、今後も奈良市の難聴児教育のセンター的役割を担っていく学校づくりを目指すことが望まれます。

鼓阪小学校は、今後1学級20人を割り、過小規模校になるようであれば、必要な策を講じ、適正化を図る必要があります。また、隣接している鼓阪幼稚園を余裕教室に併設し幼小連携校にすることが望まれます。幼稚園へこの基準で入園した場合は、鼓阪小学校及び鼓阪小学校の校区が含まれる中学校へも同基準にて基本的には入学できるように配慮する必要があります。

鼓阪北小学校は、今後、小規模校へ推移すると想定され、また、他の小学校においても小規模校化が進行するようであれば、必要な策を講じ、適正化を図る必要があります。

その他の学校は、当面は、適正な規模で推移しますが、更に長いスパンでその状況を見守る必要があります。

## イ 中学校

三笠中学校は既に大規模校となっていますが、今後は生徒数の逓減により適正規模に向かうと想定されます。今後、校舎の老朽箇所の改築等、教育環境の整備について検討する必要があります。

その他の学校は、当面は、適正な規模で推移しますが、更に長いスパンでその状況を見守る必要があります。

## (4) 南部ゾーン

ゾーン	校数	小学校		住民基本台帳に基づく推計						中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計						
		児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減		生徒数	学級数		H19	H20	H21	H22	H23	増減	
南部	1	東市	288	12	291	298	309	327	321	↗	都南	694	21		669	640	612	594	574	↘
	2	辰市	450	15(2)	435	431	420	423	434	→										
	3	明治	397	13(1)	405	400	417	406	409	→										
	4	帯解	138	6	142	148	144	148	150	↗										
	5	精華	28	4	23	26	25	23	25	↘										

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

### ① 小中学校配置の将来方向

#### ア 小学校

歴史的な自然環境に富み、住宅地、農地、工業用地等で構成されるゾーンですが、今後、工場や一戸建ての開発が進まなければ流入人口は見込めません。

特に、精華小学校区は、自家用車で市街中心地へ20分足らずの距離に位置しますが、県道187号線を東上し、米谷町の集落を抜ける名阪国道沿いの縦長な校区であり、人口の逓減が進んでいます。

過小規模校の精華小学校は、今後も全校児童数が25人前後で推移し、一定規

模が確保できない状況から、スクールバスを確保することにより最寄の帯解小学校に統廃合することが望まれます。また、スクールバスは中学生も利用できるように配慮する必要があります。

また、帯解小学校は、精華小学校との統合後においても小規模校であるため、余裕教室に幼稚園を併設し幼小連携校にすることが望まれます。幼稚園へこの基準で入園した場合は、帯解小学校及び帯解小学校の校区が含まれる中学校へも同基準にて基本的には入学できるように配慮する必要があります。

その他の学校は、当面、適正な規模で推移しますが、更に長いスパンでその状況を見守る必要があります。

## イ 中学校

当面は、適正な規模で推移しますが、更に長いスパンでその状況を見守る必要があります。

### (5) 東部ゾーン

ゾーン	校数	小学校		H18年度児童数						住民基本台帳に基づく推計		中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計					
		児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減	生徒数	学級数		H19	H20		H21	H22	H23	増減		
東部	1	田原	61	6	61	53	48	47	44	↓	田原	56	3	大柳生小	50	46	37	35	32	↓	
	2	柳生	44	5	38	37	35	31	40	↓	柳生	45	3		42	30	27	24	19	↓	
	3	大柳生	27	3	28	22	19	15	17	↓	興東	50	3		42	43	40	38	37	↓	
	4	相和	54	5	49	43	45	41	39	↓											

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

#### ① 小中学校配置の将来方向

##### ア 小学校

森林地域と農業地域が大部分を占め、市街地への移動手段が限られていることなどから、人口が逓減しています。

ゾーン内の4つの小学校は、いずれも過小規模校で、多くの児童がバスを利用して通学しています。教育環境の整備に先駆け、田原中学校区においては、小中一貫教育を導入することにより現在一定の規模を確保していますが、今後も児童数の逓減が続き平成23年の推計では田原小学校は44人、1学級平均7.3人となり複数の学年で複式学級となると予測されます。

今後、ゾーン内の3幼稚園、4小学校、3中学校を統廃合し、小中一貫教育の導入や特認校制度など活用した1小学校1中学校を併設した新たな学校づくりを視野に入れた検討が望まれます。

当面の策として相和・大柳生・柳生の3小学校の早期の統廃合により教育環境の整備を進める必要があります。

##### イ 中学校

田原中学校は、今後も生徒数の通減が続き平成23年の推計では32人、1学級平均10.6人になり、現状のままでは今後一定規模が確保できなくなるため、田原小学校との小中一貫教育を軸にしながら、より活性化を図っていくことが求められます。

また、特に過小規模化が進み、中学校としての運営が難しくなる柳生中学校は、興東中学校との早期の統廃合により教育環境の整備を進める必要があります。

## (6) 月ヶ瀬ゾーン

ゾーン	校数	小学校	H18年度児童数		住民基本台帳に基づく推計						中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計						
			児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減		生徒数	学級数		H19	H20	H21	H22	H23	増減	
月ヶ瀬	1	月ヶ瀬	97	6	91	90	90	86	68	↘	月ヶ瀬	36	3			37	42	46	44	49	↗

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

### ① 小中学校配置の将来方向

#### ア 小学校

過小規模校ではあるが、他のゾーンとは地理的に離れていることから他校との統廃合は無理な状況にあり、今後、学校の活性化や特色ある学校づくりを進める視点で、小中一貫教育や特認校制度の導入についても検討する必要があります。

#### イ 中学校

小学校が隣接し設置されていることより、小中一貫教育の導入について検討する必要があります。

## (7) 都祁ゾーン

ゾーン	校数	小学校	H18年度児童数		住民基本台帳に基づく推計						中学校	H18年度児童数		備考	住民基本台帳に基づく推計								
			児童数	学級数	H19	H20	H21	H22	H23	増減		生徒数	学級数		H19	H20	H21	H22	H23	増減			
都祁	1	並松	94	6	94	86	82	73	73	↘	都祁	238	7										
	2	都祁	131	6	131	132	130	120	112	→													
	3	吐山	96	6	96	86	82	75	74	↘													
	4	六郷	89	6	89	86	82	81	75	↘													
															231	232	228	222	197	↘			

児童生徒数の推計は、住基による学齢児童数に各校の就学率を乗じたものである。

### ① 小中学校配置の将来方向

#### ア 小学校

将来的には、各小学校とも過小規模化が加速する状況であることから、ゾーン内の4小学校を1小学校に統合する検討が望まれます。

#### イ 中学校

現在は小規模校であり、更に小規模化が加速する状況であることから、将来的には、1小学校1中学校及び幼児教育施設を併設した新たな学校づくりを視野に入れた検討が望まれます。



## 幼稚園編 第1部

# 幼稚園の適正化に関する基本的な考え方

## 1 市内の幼児教育の状況について

### (1) 市内幼稚園の状況

平成18年度、奈良市には市立幼稚園40園（内1園が休園）、私立幼稚園13園、国立幼稚園2園があります。

市立幼稚園は4歳児、5歳児の2年保育を、また私立幼稚園と国立幼稚園は3歳児から5歳児の3年保育を実施しています。

平成18年度の4歳児、5歳児の園児数を設置者別に比較すると下表のようになります。

設置者別の幼稚園（4歳児、5歳児）の状況

平成18年5月1日現在

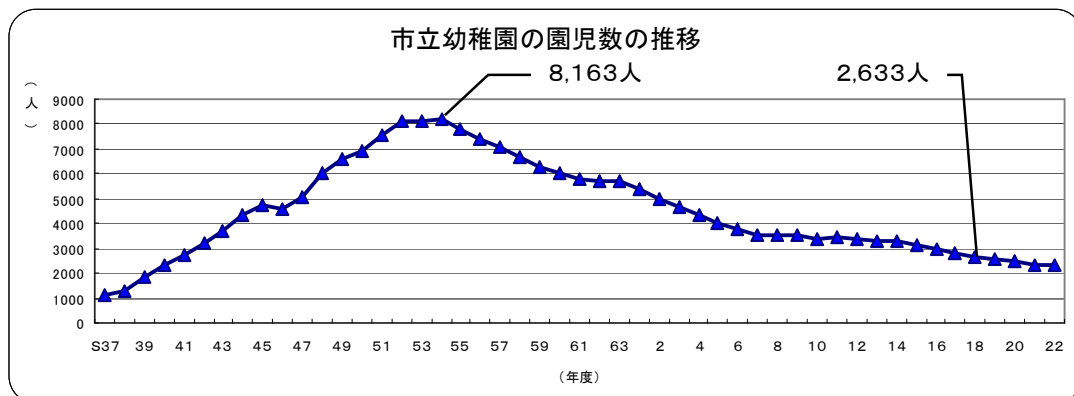
	市立幼稚園	私立幼稚園	国立幼稚園
園児総数（4，5歳児）	2,633人	1,442人	247人
幼稚園数	39園	13園	2園
平均園児数（4，5歳児）	68人	111人	124人

市内の4歳児、5歳児の総数からみると、市立幼稚園への就園率<sup>[注1]</sup>は39.6%となっています。また、私立や国立の幼稚園については、市外から通園している幼児もいるので単純に比較はできませんが、私立や国立の幼稚園を含めると市内の4歳児、5歳児のうち6割あまりが幼稚園に就園していると考えられます。

### (2) 市立幼稚園の状況

#### ① 園児数の推移

昭和37年以降の市立幼稚園の園児数は、昭和54年度の8,163人をピークに、その後徐々に減少を続け、平成18年度では2,633人とピーク時の約32%まで減少しています。平成19年度以降の園児数は推計値<sup>[注2]</sup>ですが、さらに減少していくと予想されます。



## ② 市立幼稚園数の推移

奈良市は、昭和40年前後から住宅開発が進み、人口が急増しました。それともなって昭和40年以降に小学校22校、中学校10校が新設されました。市立幼稚園については、1小学校区に1市立幼稚園の設置をめざし、昭和40年以降に23園が新設されました。平成5年に左京幼稚園が新設された時点で、市立幼稚園数は最大の41園となりましたが、近年の少子化により園児数が減少し、平成12年に1園が廃園となり、現在40園（うち1園が休園）となっています。

市立幼稚園の園児数の昭和54年度（ピーク時）と平成18年度との比較

	昭和54年度（ピーク時）	平成18年度
園児数（4，5歳児）	8,163 人	2,633 人
幼稚園数	34 園	39 園
総学級数	246 学級	116 学級
1園あたりの園児数	240.1 人	67.5 人
1園あたりの学級数	7.2 学級	3.0 学級
1学級あたりの園児数	33.2 人	22.7 人

## ③ 学級数から見た市立幼稚園の状況

平成18年5月1日現在の各市立幼稚園の状況について、学級数によって分類してみると4歳児、5歳児がそれぞれ2学級以上である4学級以上の規模の園が13園あります。一方、4歳児、5歳児がそれぞれ1学級である2学級規模の園と4歳児のみの1学級規模の園が合わせて16園あり、そのうち園児数20人未満の園が5園あります。

学級数による市立幼稚園の分類

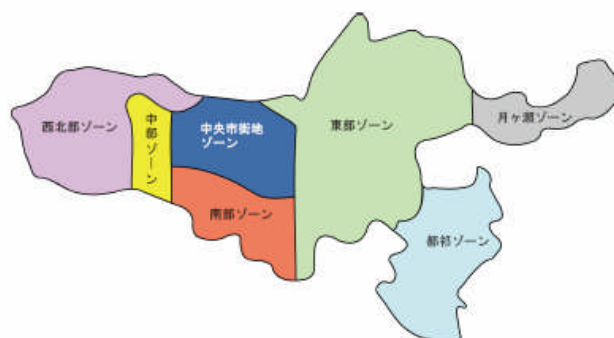
学級数									
6	富雄北 185								
5	青和 138								
4	平城 121	六条 121	伏見 110	都跡 109	登美ヶ丘 103	済美 96	佐保 88	神功 88	
	三碓 81	大宮 77	富雄第三 76						
3	大安寺西 85	左京 78	飛鳥 73	富雄南 72	西大寺北 72	鳥見 70	伏見南 70	あやめ池 67	
	朱雀 66	東登美ヶ丘 63							
2	大安寺 64	明治 60	辰市 55	二名 52	右京 52	鶴舞 48	鼓阪北 38	東市 32	
	平城西 30	帯解 28	佐紀 24	佐保台 13	鼓阪 12	田原 8	大柳生 5		
1	精華 3								
休園	狭川 0								

※下段の数字は園児数を表わす。  
なお、1学級の定員は35人。



### (3) 地域別に見た市立幼稚園の状況

平成18年5月1日現在の各市立幼稚園の状況について、奈良市第3次総合計画<sup>[注3]</sup>に示された土地利用のための7区分によるゾーン別（右図参照）に分類してみると、南部ゾーン及び東部ゾーンの幼稚園は、全て2学級以下であり、特に東部ゾーンにある幼稚園の園児数は10人未満という状況にあります。



#### ゾーンによる市立幼稚園の分類

	ゾーン名	ゾーン内にある幼稚園	平均学級数	平均園児数
1	西北部	伏見、伏見南、西大寺北、六条、あやめ池、鶴舞、青和、平城西、登美ヶ丘、東登美ヶ丘、鳥見、三碓、富雄南、富雄北、富雄第三、二名、佐保台、神功、右京、朱雀、左京	3.3	78
2	中部	都跡、平城、佐紀	3.3	85
3	中央市街地	鼓阪、鼓阪北、飛鳥、済美、佐保、大宮、大安寺、大安寺西	3.0	67
4	南部	辰市、明治、東市、帯解、精華	1.8	36
5	東部	田原、大柳生、狭川(休園)	2.0	7
6	月ヶ瀬	※幼稚園なし		
7	都祁	※幼稚園なし		

### (4) 私立幼稚園の状況

市内の私立幼稚園は13園あり、全ての園において3歳児から5歳児までの3年保育を実施しています。平成18年5月1日現在の園児数は、3歳児690人、4歳児745人、5歳児697人の計2,132人です。幼稚園の規模としましては、園児数100人未満の園が2園、100人以上200人未満の園が7園、200人以上の園が4園です。また、地域別には、西北部ゾーンに6園（園児数1,373人）、中央市街地ゾーンに7園（園児数759人）あります。

### (5) 国立幼稚園の状況

市内の国立幼稚園は2園あり、全ての園において3歳児から5歳児までの3年保育を実施しています。平成18年5月1日現在の園児数は、3歳児56人、4歳児126人、5歳児121人の計303人です。幼稚園の規模としては、どちらも100人以上200人未満で、地域別には西北部ゾーンに1園、中央市街地ゾーンに1園あります。

## (6) 保育園の状況

市内の保育園は、市立保育園22園（定員3,030人）と私立保育園21園（定員2,635人）の計43園（定員5,665人）あります。平成18年9月1日現在の入所人数は、市立保育園2,460人、私立保育園2,810人の計5,270人です。

入所者数を年齢別にみると、0歳児386人、1歳児734人、2歳児876人、3歳児1,073人、4歳児1,106人、5歳児1,095人です。地域別には西北部ゾーンに18園、中部ゾーンに1園、中央市街地ゾーンに12園、南部ゾーンに5園、東部ゾーンに2園、月ヶ瀬ゾーンに1園、都祁ゾーンに4園があります。

## 2 幼稚園規模の適正化（適正規模・適正配置等）について

女性の社会進出の拡大や保護者ニーズの多様化、少子化の進行など子どもを取り巻く社会的環境が著しく変化しています。こうしたことを背景に市立幼稚園の園児数の減少が続き、市立幼稚園の小規模化が進んでいる状況において、奈良市の子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するため、以下の議論を行いました。

### (1) 望ましい教育環境の確保

幼児期の自我が芽生える時期に、友だちとの考えの違いや物をめぐる対立や葛藤などの経験を通して、幼児は自分の思いをはっきり主張したり、自分の感情を抑えることや相手を思いやる気持ちを学んだりすることが、発達に必要な経験であり大変重要です。

学校教育法では、「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」とされており、その目的を実現するための目標のひとつとして「園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。」と規定されています。

そこで、市立幼稚園の適正規模について、園長に対するアンケート調査による意見や他の自治体での研究結果などを参考に、園児にとって望ましい集団生活を体験させる観点から検討しました。

園児数が少ない園では、家庭的な雰囲気の中で、ゆったりと過ごすことができる反面、子ども同士の刺激が少なく、人間関係や遊びの経験が固定化しやすい傾向が見られます。そのため集団生活の中で他の幼児や身近な人々と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、人とかかわることの楽しさや大切さを味わうことに限界があり、発達に必要な経験が出来にくい状況があります。

現在、園児数が少ない園では、一年に2回から3回、他園との交流を実施するなど、少しでも多くの友だちとかかわる経験が出来るように取り組んでいますが、長期的に

継続することができにくく、十分な経験とは言えません。

一方、「1学級が35人の状況では、安全面の確保やきめ細かな指導ができにくい」という意見もありました。

以上のことから、市立幼稚園におきましては教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を整備するうえで、幼稚園規模の適正化を図る必要があります。なお、適正化にあたっては、私立幼稚園や保育園に通う子どもたち、並びに、3歳児についても、本市の将来を担っていく大切な子どもたちであるとの視点に立った検討が必要です。

## (2) 市立幼稚園の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

### ① 市立幼稚園の適正規模について

#### ア. 1学級の定員について

本市においては、現在4歳児、5歳児ともに1学級35人を定員としていますが、幼児の年齢や発達状況に対応したきめ細かな教育を推進するため、また、保育園における4歳児、5歳児の1学級の定員が30人であることを勘案しますと、幼稚園についても定員を削減する方向が望ましいものと考えます。

このことにより、奈良市として1学級の定員は、4歳児、5歳児ともに30人とすることが望めます。ただし、途中入園の希望があった場合などには、全員を受け入れられるよう、最大35人まで受け入れるなど、弾力的な運用を図ることも必要であると考えます。

#### イ. 適正な学級数

年齢ごとに複数学級を編制することにより、クラス意識の高まりによる教育効果や切磋琢磨して育つ教育環境が確保できます。

逆に学級数がさらに多くなれば、全幼児の把握が難しくなるなど園の管理・運営について課題が多くなります。

このことにより、奈良市としての適正な学級数について、各年齢2学級編制を基本とすることが望めます。しかし、統廃合による集約を行っても適正な学級数を確保できない地域においては、各年齢1学級の編制にせざるを得ないと考えます。

#### ウ. 各年齢1学級編制の場合の最低必要人数

各年齢1学級編制にせざるを得ない場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模を確保する必要があります。その集団規模については、学級内でグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、欠席などがあっても3、4名のグループが3つ以上作れることを基本として、最低15人が必要であると考えます。

また、前述のように4歳児、5歳児の1学級の定員を30人に引き下げるとすると、1年齢の園児数が31人の場合に、1学級の園児数が15人と16人の2学級

編制となる場合があることから、1学級の最低必要人数を15人と考えることにより整合性が図れます。

## ② 市立幼稚園の適正配置について

### ア. 市立幼稚園（4歳児、5歳児）の適正規模の範囲

幼稚園規模の考え方として、幼稚園設置基準<sup>[註5]</sup>により教員数は学級数を基準にして決まることから、学級数を基本にして幼稚園規模を考えることにしました。なお、1年齢1学級編制の場合は、園児数の側面からも幼稚園規模を考えることにしました。

このような考え方により、適正配置を行うために市立幼稚園（4歳児、5歳児）の適正規模の範囲及び適正配置は下記の表のようになります。

なお、1年齢1学級編制がやむを得ない場合は、各年齢15人以上必要との考え方から、1園あたり30人以上の園児数が必要と考えます。

学級数及び園児数	幼稚園規模	適正配置の考え方
1学級または、 2学級で園児数30人未満 の場合	過小規模	状況が継続的な場合は、過小規模の解消を図る。
2学級で園児数30人以上、 または3学級	小規模	状況が継続的な場合は、小規模の解消を図ることを原則とするが、地域性等によって特例を設け、存続する場合も想定する。
4学級から6学級 (各年齢2～3学級)	適正規模	
7学級以上	大規模	状況が継続的な場合は、大規模の解消を原則とするが、地域性等によって特例を設け、存続する場合も想定する。

### イ. 適正配置の方法

過小規模の幼稚園をはじめとして適正規模でない幼稚園の適正化を図る場合は、上記の適正規模の範囲に則り、各年齢2学級編制を基本とした配置がなされるよう統廃合を進めることが望まれます。加えて、地域性やこれまで1小学校区1市立幼稚園を目指してきた奈良市の特性も考慮し、小学校との連携や保育園との連携を図るなど、集団活動が日常的に確保できる場合は、各年齢1学級編制であっても存続を認めることが望まれます。

## (3) 市立幼稚園と市立小学校との連携について

遊びを通して学ぶ幼稚園教育と教科学習を中心に学ぶ小学校教育との間に、ねらい

や教育の方法に違いがあります。幼稚園では幼児の興味や関心の流れを重視し、時間の枠を大きくとって活動を進めていくのに対し、小学校では、一定の時間割が組み立てられ単位時間で学習活動が展開されていきます。こうした違いは幼稚園や小学校の独自性として大切ですが、子どもの発達の連続性を考えた場合、それぞれの教育の在り方が小学校入学を迎える子どもたちにとっては「段差」となっています。いわゆる「小1プロブレム」<sup>[注6]</sup>と呼ばれる小学校生活への不適応を起こす一因にもあげられています。

そこで、幼稚園や小学校の独自性を大事にしながら、小学校を見通してその基盤を作る幼稚園の教育、幼稚園の成果を小学校に活かす教育を充実していくことが重要です。さらに、入学に伴う子どもたちの期待感や緊張感がよい形で小学校以降の学習や生活につながっていくように、指導の流れが一貫したものとなるような連携を進めることが大切です。

また、奈良市では、月ヶ瀬地区・都祁地区を除く43校区のうち39小学校区に市立幼稚園が配置されており、その7割が小学校に隣接した場所にあります。こうした特色をいかして、これまでも小学校の運動会や音楽会といった行事への幼稚園児の招待、入学前の連絡会などの連携を行っていますが、今後は発達や学びの連続性を踏まえたカリキュラムの連携を図るなどより一層進んだ取組が必要です。また、その成果のうねにたって、奈良市で実施している小中一貫教育の成果を参考に幼小一貫教育<sup>[注7]</sup>の導入についても検討することが望まれます。

なお、幼小連携や幼小一貫教育を実施する場合は、幼稚園教員と小学校教員の人事交流や小学校の校舎に幼稚園を併設することなどについても検討することが望まれます。

#### (4) 市立幼稚園と市立保育園との連携について

市立幼稚園と市立保育園との連携については、幼稚園教育要領と保育所保育指針は教育内容の整合性が図られており、これまで計画的に年間数回の遊びや行事を通じた交流を実施してきたところです。また、幼稚園教員と保育士の「わらべ歌遊び」の合同研修が行われたり、幼稚園の公開保育の研修に保育士が参加したりするなどの取組が実施されています。

今後におきましても、小学校就学前の子どもたちにとって、幼稚園においても保育園においても年齢にあった教育が等しく受けられることが大切であり、そのことが小学校へ滑らかに接続することにつながります。市立幼稚園と市立保育園は、行事の交流にとどまらずに、日常の教育・保育内容にかかわる幼保の連携及び幼稚園教員と保育士の合同研修の充実や人事交流の実施など一層の取組が必要であると考えます。

#### (5) 幼保一体化及び「認定こども園」制度の活用について

平成17年度には帯解幼稚園と帯解保育園において、国の就学前の教育・保育を一

体として捉えた「総合施設モデル事業」を実施しました。

国においては、「総合施設モデル事業」の成果を踏まえ、平成18年1月に「総合施設」の名称を「認定こども園」にすると発表しました。続いて平成18年10月1日より「認定こども園」<sup>[注8]</sup>に関する法律が施行され、県においても平成18年12月18日「認定こども園」に関する条例が施行されています。

今後は、「認定こども園」制度の活用について、幼保一体化<sup>[注9]</sup>と合わせて検討していくことが必要です。具体的には、園舎の新設や改築にあたっては幼保一体型施設を建設し、複合機能化を図ることや既存の市立幼稚園から「認定こども園」への移行を促進するため、市立幼稚園における3歳児保育の導入や預かり保育の拡充、子育て支援の機能強化などの課題について検討する必要があると考えます。特に、幼児数が少ない地域等においては、園児にとって望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保する観点から積極的に導入を検討する必要があります。

### 3 その他の教育環境の整備について

平成18年度

幼稚園においては、ベテラン教員の豊かな経験を生かした指導力や、若い教員の情熱あふれる園児とのふれあいなど、それぞれの年代の特性を生かした教育活動が大切です。

しかしながら、園児数の減少に伴い、教員の採用が難しい中で、年齢構成にバランスを欠く状況が見られます。平成6年に幼稚園教諭の採用試験を実施して以来、現在まで実施されておらず、このまま退職不補充が続くと、幼稚園設置基準の要件<sup>[注10]</sup>を満たさなくなる可能性も考えられます。

年齢	人数
50歳代	90人
40歳代	26人
30歳代	16人
20歳代	0人

こうした現状から、長期的展望に立った教員採用計画を早急に策定し、年齢構成の不均衡を解消するとともに、今後、人事異動について抜本的に見直し、個々の園における教職員の年齢構成の偏りを是正することが強く望まれます。

また、女性の社会進出の拡大や保護者ニーズの多様化、少子化の進行など子どもを取り巻く社会的環境が著しく変化しており、こうした変化に対応できる幼稚園教員の資質及び専門性の向上を図るため、教員の研修の充実や幼稚園教諭一種免許及び保育士認定書の取得の推進が望まれます。

## 注 記

### 〔注1〕 就園率

住民基本台帳による小学校区別年齢別人口に対する市立幼稚園園児数の比率のことです。

### 〔注2〕 推計値

平成18年度5月住民基本台帳による小学校区別の0歳児から5歳児までの各年齢別人口に平成18年度の就園率を乗じて園児数を算出した値のことです。

### 〔注3〕 奈良市第3次総合計画

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものです。奈良市では、平成13年2月に「奈良市第3次総合計画」を策定し、奈良市がめざすべき都市の将来像を「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」としました。平成18～22年度までは、その後期基本計画期間にあたります。この計画に沿った総合的で計画的な行政運営を行うことにより、快適な市民生活を送ることのできる都市の形成をめざします。

### 〔注4〕 市立幼稚園長に対するアンケート調査

平成18年9月中旬に市立幼稚園長に対して実施した「奈良市立幼稚園の適正規模・適正配置に関するアンケート」のことで、各幼稚園の状況やこれまでの園長経験を基に幼稚園の適正規模・適正配置について回答を求めました。

### 〔注5〕 幼稚園設置基準

学校教育法（昭和22年法律第26号）第三条の規定に基づき、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を定めた文部省（現在の文部科学省）の省令です。

### 〔注6〕 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態です。これまでは1か月程度で落ち着くと言われていましたが、これが継続するようになり幼児教育と小学校教育の連携が注目され出しました。

### 〔注7〕 幼小一貫教育

幼稚園と小学校の連携を一步進め、幼稚園と小学校とが一貫したカリキュラムを作ったり、教員の人事交流を行ったりして、幼稚園と小学校をなめらかに接続する教育のことです。

### 〔注8〕 認定こども園

幼稚園と保育所については、近年、親の就労の有無で利用する施設が限定され、保育ニーズの多様化に対応できにくいなどの課題があります。そこで、新しい選択肢として「認定こども園」制度ができました。幼稚園には保育機能、保育所には幼児教育機能を付加し、親の就労に関係なく子どもを受け入れ、幼児教育も保育も行うなどの特徴があります。また、幼児教育・保育を行うだけでなく、地域の子育て支援も義務づけられています。

### 〔注9〕 幼保一体化

幼稚園と保育園の法制度は現行のままで、幼児の教育、保育を一体的に進めていくことです。

### 〔注10〕 幼稚園設置基準の要件

学校教育法第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準が定められており、特に、教職員については、第五条第2項において、「特別の事情があるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。」と規定しています。

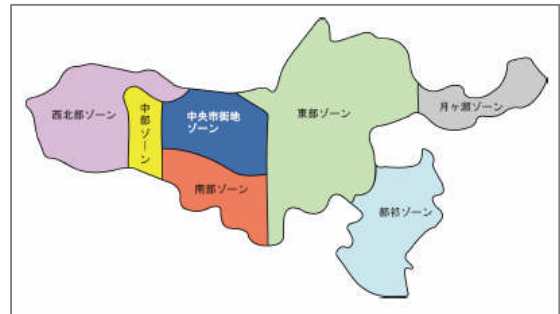
## 1 地域別の幼稚園規模適正化の考え方

### (1) 適正化の実施期間について

平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

### (2) 地域別の区分について

園児数の推移については、住環境と関連が強いことから、学校園の適正化を検討するにあたって、市域を「奈良市第3次総合計画」の土地利用の方向性をもとにしたゾーン分けによる「7つのゾーン（右図）」に区分して策定しました。



### (3) 適正化の内容について

検討にあたっては、園児数の推移によるものだけでなく、これまでの市立幼稚園の設置状況や地域の特性を踏まえた適正化となるよう以下の点に留意しました。

#### ① 「望ましい教育環境の確保」を目指した適正化

「望ましい教育環境の確保」の第一は、教育上望ましい集団活動ができる規模の確保であると考え、幼稚園の適正規模については、1学級の定員を4歳児、5歳児ともに30人（ただし、最大35人まで弾力的な運用を図る）とし、1園の学級数を4学級から6学級（各年齢2～3学級編成）として検討しました。

#### ② 奈良市立学校園の特徴を生かした適正化

奈良市は、市域が広く東部と西部では地域性が大きく異なります。特に東部においては、幼稚園の統廃合によっても適正規模を確保することが難しい状況です。また、奈良市ではこれまでほぼ1小学校区に1市立幼稚園の割合で設置されてきた経緯があり、しかもその7割が小学校に隣接しています。さらに、近年、保護者ニーズの変化により、市立幼稚園への就園率が低下すると同時に保育園への就園率が増加するなか、幼保一体化や市立幼稚園での3歳児保育の導入などの要望が強くなってきています。

このような地域性や奈良市立幼稚園の特徴を踏まえて、小学校や保育園との連携を図るなど、各年齢1学級編成であっても集団活動が日常的に確保できる場合は、特例として存続を認める方向で検討しました。



### ③ 義務教育部会の検討と関連した適正化

小学校との連携を図るために、義務教育部会の検討により統廃合される小学校の校区にある幼稚園は、小学校と併せた統廃合を実施する方向で検討します。

以上の3点の他に、園舎の老朽化の度合や近隣の幼稚園や保育園の状況など多方面からの検討を進めました。

### (4) 適正化の対象園について

これまでの4年間の学校基本調査による園児数と住民基本台帳をもとに推計したこの先5年間の園児数の推移から、継続的に適正規模に満たないと予測される幼稚園及び適正規模を超えると予測される幼稚園を対象園としました。

### (5) 適正化の進め方について

幼稚園規模を「過小規模」・「小規模」・「適正規模」・「大規模」の4段階に区分し、実施期間内に以下の通り、適正化を進めます。

#### ① 過小規模（学級数が1学級または2学級で園児数が30人未満の場合）

状況が継続的な場合は、早急に過小規模の解消を図ります。

#### ② 小規模（学級数が2学級で園児数30人以上または3学級の場合）

状況が継続的な場合は、小規模の解消を図ることを原則としますが、地域性等によって特例を設け、存続する場合も想定します。

#### ③ 適正規模（学級数が4学級から6学級の場合）

基本的に現状を維持します。

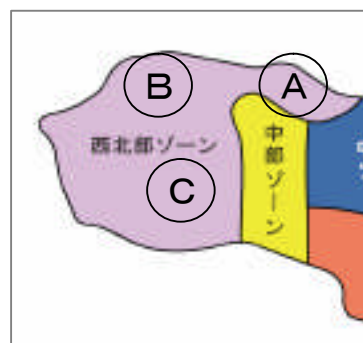
#### ④ 大規模（学級数が7学級以上の場合）

状況が継続的な場合は、大規模の解消を原則としますが、地域性等によって特例を設け、存続する場合も想定します。

## 2 地域別の幼稚園規模の適正化について

### (1) 西北部ゾーン

西北部ゾーンには、市立幼稚園が21園あることから、ゾーン内の人口の増減のようすの違いなどにより、義務教育委員会の検討と同様に、さらに右の図のようにA、B、Cの3つのグループに分けて検討を行いました。



### Aグループ

#### ① Aグループの特徴

大規模集合住宅や戸建住宅建設用地に確保した学校用地に小学校と隣接して幼稚園を建設した地域です。住宅開発後、一定の年数が経過し、地域の少子高齢化が進んでいます。今後は、宅地の新たな供給が見込めない地域でもあり、人口の減少傾向が続くと予測されます。

#### ② Aグループ内の幼稚園・保育園・小学校

- ・市立幼稚園 5園（右京・神功・朱雀・佐保台・左京）
- ・市立保育園 3園（右京・神功・朱雀）
- ・市立小学校 5校（右京・神功・朱雀・佐保台・左京）

なお、小学校では、右京・神功・朱雀・左京小学校が適正規模、佐保台小学校が過小規模校となっています。

#### ③ Aグループ内の市立幼稚園のようす

■:過小規模 ■:小規模 ■:適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数			H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移								
		計	年齢別			学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計				
			4歳児	5歳児		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
西北部 A	右京	52	30	22	2	68	65	54	52	56	45	43	46	45
	神功	88	41	47	4	101	86	86	88	76	67	55	48	49
	朱雀	66	27	39	3	72	62	59	66	56	57	52	51	53
	佐保台	13	2	11	2	9	14	19	13	10	18	19	18	18
	左京	78	43	35	3	113	92	70	78	81	76	69	63	63

園児数の推計は、住基による学齢園児数に各園の就園率を乗じたものである。

#### ④ Aグループ内の適正化の考え方

佐保台幼稚園は過小規模であり、今後もこの状況が続くと考えられることから、左京幼稚園に統廃合をすることが望まれます。

右京幼稚園は、小規模で園舎が老朽化していることから右京小学校内に併設をすることが望まれます。

神功・朱雀・左京幼稚園は、今後、小規模が続くと考えられることから、将来的にはこれらの3園については小学校へ併設、保育園との連携、統廃合など状況に応じた適正化を図ることが望まれます。

## Bグループ

### ① Bグループの特徴

平成11年頃から、大阪近郊の良好な住宅地として近鉄学園前駅に続き近鉄富雄駅周辺が急速に開発が進み、大規模な集合住宅や戸建住宅が建設された人口急増地域です。また、現在、けいはんな線の学研奈良登美ヶ丘駅周辺では、民間業者による大規模集合住宅の建設が進んでおり、今後も人口が増加すると予想されます。

### ② Bグループ内の幼稚園・保育園・小学校

・市立幼稚園	9園	(あやめ池・富雄北・鳥見・登美ヶ丘・青和・東登美ヶ丘・二名・富雄第三・三碓)
・国立幼稚園	1園	(奈良女子大附属)
・私立幼稚園	3園	(登美ヶ丘カトリック・帝塚山・学園前ネオポリス)
・市立保育園	3園	(富雄・学園南・中登美〔民営〕)
・私立保育園	3園	(桜華、そら、西奈良ルーテル)
・市立小学校	9校	(あやめ池・富雄北・鳥見・登美ヶ丘・青和・東登美ヶ丘・二名・富雄第三・三碓)

なお、小学校では、富雄北・青和・三碓小学校が大規模、あやめ池・鳥見・登美ヶ丘・東登美ヶ丘・二名・富雄第三小学校が適正規模となっています。

### ③ Bグループ内の市立幼稚園のようす

: 過小規模
  : 小規模
  : 適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数				H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移								
		計	年齢別		学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計						
			4歳児	5歳児	H15		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
西北部 B	あやめ池	67	40	27	3	77	99	73	67	70	61	60	57	57	
	富雄北	185	85	100	6	216	216	204	185	173	177	167	144	138	
	鳥見	70	33	37	3	106	79	78	70	67	60	50	51	53	
	登美ヶ丘	103	61	42	4	117	110	94	103	96	76	84	78	74	
	青和	138	54	84	5	131	135	144	138	116	127	125	120	120	
	東登美ヶ丘	63	23	40	3	63	68	79	63	55	55	50	50	48	
	二名	52	28	24	2	58	52	43	52	58	56	49	59	66	
	富雄第三	76	37	39	4	89	81	79	76	75	61	48	54	56	
	三碓	81	40	41	4	91	87	90	81	78	75	75	77	77	

園児数の推計は、住基による学齢園児数に各園の就園率を乗じたものである。

### ④ Bグループ内の適正化の考え方

あやめ池・鳥見・東登美ヶ丘・二名幼稚園は小規模ですが、今後、住宅開発が予想される地域の周辺に位置することから、当面現状を維持し、さらに減少が続くようであれば、再検討することが望まれます。

なお、鳥見幼稚園については、小学校と離れていることや園舎の老朽化を考慮し、鳥見小学校内に併設することが望まれます。

また、青和・東登美ヶ丘・二名幼稚園についても園舎が老朽化しており、改築等にあたっては幼小の連携や「認定こども園」なども考慮して計画されることが望めます。

## Cグループ

### ① Cグループの特徴

近鉄西大寺駅及び近鉄学園前駅を起点とした交通の利便性が高く、周辺の道路整備が進んでおり、小規模な住宅開発が断続的に行われていることから、人口流出が抑制され、今後、人口の変化が少ないと予測されます。

### ② Cグループ内の幼稚園・保育園・小学校

- ・市立幼稚園 7園（伏見・富雄南・鶴舞・六条・西大寺北・平城西・伏見南）
- ・私立幼稚園 2園（西大寺・ひかり）
- ・市立保育園 3園（伏見・鶴舞〔民営〕・京西）
- ・私立保育園 5園（あかね・西大寺・学園前・こだま・あやめ池）
- ・市立小学校 7校（伏見・富雄南・鶴舞・六条・西大寺北・平城西・伏見南）

なお、小学校では、六条小学校が大規模、伏見・富雄南・鶴舞・西大寺北・平城西・伏見南小学校が適正規模となっています。

### ③ Cグループ内の市立幼稚園のようす

■:過小規模 ■:小規模 ■:適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数		H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移										
		計	年齢別		学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計						
			4歳児		5歳児	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
西北部 C	伏見	110	61	49	4	126	112	108	110	118	120	119	115	116	
	富雄南	72	42	30	3	80	67	65	72	74	67	62	59	61	
	鶴舞	48	25	23	2	75	68	60	48	52	51	43	44	47	
	六条	121	61	60	4	148	135	117	121	126	125	120	115	113	
	西大寺北	72	34	38	3	69	75	77	72	71	70	62	65	68	
	平城西	30	15	15	2	35	34	39	30	29	25	22	21	20	
	伏見南	70	25	45	3	90	91	84	70	60	70	74	80	81	

園児数の推計は、住基による学齢園児数に各園の就園率を乗じたものである。

### ④ Cグループ内の適正化の考え方

富雄南・鶴舞・西大寺北・平城西・伏見南幼稚園は小規模ですが、交通の利便性が高く人口流出が少ないことや小規模の住宅開発も断続的に行われていることから、当面現状を維持し、さらに減少が続くようであれば、再検討することが望めます。なお、平城西幼稚園については、過小規模との境界線上にあることから隣接する平城西小学校内に併設することが望めます。

待機児童が多い地域や保育園が過員になっている地域において市立幼稚園の3歳児保育（幼稚園型の「認定こども園」）の導入についても検討されることが望めます。

また、六条幼稚園は園舎が老朽化しており、改築等に当たっては幼小の連携や「認定こども園」なども考慮して計画されることが望まれます。

## (2) 中部ゾーン

### ① 中部ゾーンの特徴

世界遺産に登録された薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとする歴史的文化遺産や、自然環境に恵まれたこのゾーンでは、今後も「風致地区」や「歴史的風土保存地区」、「歴史的風土特別保存地区」等の法的規制により、新たな宅地の開発による流入人口は少ないことから、少子化による人口の減少傾向が今後も続くと予測されます。

### ② 中部ゾーン内の幼稚園・保育園・小学校

- ・市立幼稚園 3園（都跡・平城・佐紀）
- ・私立幼稚園 1園（奈良大学附属）
- ・私立保育園 2園（西の京さくら・みずほ）
- ・市立小学校 2校（都跡・平城）

なお、小学校では、都跡小学校が大規模、平城小学校が適正規模となっています。

### ③ 中部ゾーン内の市立幼稚園のようす

■:過小規模 ■:小規模 ■:適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数		H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移										
		計	年齢別		学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計						
			4歳児		5歳児	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
中部	都跡	109	55	54	4	121	126	118	109	109	97	97	110	111	
	平城	121	56	65	4	135	135	125	121	117	115	106	90	83	
	佐紀	24	8	16	2	24	17	29	24	22	24	16	16	18	

園児数の推計は、住基による学齢園児数に各園の就園率を乗じたものである。

### ④ 中部ゾーンの適正化の考え方

佐紀幼稚園は過小規模であり、今後もこの状況が続くと考えられることから、都跡幼稚園へ統廃合することが望まれます。なお、統廃合される場合は、通園方法について配慮が必要です。

## (3) 中央市街地ゾーン

### ① 中央市街地ゾーンの特徴

東大寺をはじめとする文化遺産が数多く存在するとともに、行政機関や各種の文化施設、商業地が形成されるなど、すでに街ができあがっており、新たな大規模集合住宅や戸建住宅用地が少なく流入人口は見込めないことから、少子化による人口の減少傾向が今後も続くと予測されます。

## ② 中央市街地ゾーン内の幼稚園・保育園・小学校

・市立幼稚園	8園	(飛鳥・鼓阪・済美・佐保・大宮・大安寺・大安寺西・鼓阪北)
・国立幼稚園	1園	(奈良教育大学附属)
・私立幼稚園	7園	(奈良育英・東大寺学園・奈良カトリック・親愛・愛染・いさがわ・奈良保育学院附属)
・市立保育園	4園	(若草・三笠・大宮・春日)
・私立保育園	9園	(佐保山・奈良ルーテル・極楽坊・みのり・あけぼの会夜間保育所・愛の園・佐保川・こまどり・あいづ)
・市立小学校	10校	(椿井・飛鳥・鼓阪・済美・佐保・大宮・大安寺・大安寺西・鼓阪北・佐保川)

なお、小学校では、飛鳥小学校が大規模、済美・佐保・大宮・大安寺・大安寺西・鼓阪北・佐保川小学校が適正規模、椿井、鼓阪小学校が小規模となっています。

## ③ 中央市街地ゾーン内の市立幼稚園のようす

: 過小規模
  : 小規模
  : 適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数				H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移								
		計	年齢別		学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計						
			4歳児	5歳児	H15		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
中央市街地	飛鳥	73	39	34	3	108	109	85	73	78	71	67	66	64	
	鼓阪	12	8	4	2	27	21	13	12	17	16	15	19	21	
	済美	96	54	42	4	117	140	118	96	99	86	82	78	76	
	佐保	88	43	45	4	125	107	94	88	82	75	73	83	88	
	大宮	77	37	40	4	86	93	83	77	76	82	73	67	70	
	大安寺	64	33	31	2	87	71	67	64	64	62	69	77	78	
	大安寺西	85	34	51	3	117	105	100	85	77	86	83	80	80	
	鼓阪北	38	10	28	2	52	54	54	38	27	33	27	23	24	

園児数の推計は、住基による学齢園児数に各園の就園率を乗じたものである。

## ④ 中央市街地ゾーンの適正化の考え方

鼓阪幼稚園は過小規模ですが、隣接する鼓阪小学校が当面小規模を維持すると予測されることから、3歳児保育（幼稚園型の「認定こども園」）の導入など多様な検討を行うとともに、鼓阪小学校内に併設することが望まれます。

次に、鼓阪北幼稚園は過小規模との境界線上にあり、今後、過小規模になることが予測されることから、鼓阪北小学校内に併設することを含めた適正化について検討が望まれます。

また、飛鳥幼稚園は小規模であり、今後も園児数の増加が見込めないこと、小学校と離れており、小学校との連携を考えると飛鳥小学校内に併設することを含めた適正化について検討が望まれます。

その他、大安寺・大安寺西幼稚園については小規模であるが園児数の推移を見守り、今後、減少傾向が明らかになれば再検討することが望まれます。

#### (4) 南部ゾーン

##### ① 南部ゾーンの特徴

自然環境に富み、住宅地、農地、工業用地等で構成されていますが、市街化調整区域であり、今後さらに住宅や工場などの開発許可が認められない限り流入人口は見込めないことから、少子化による人口の減少傾向が今後も続く予測されます。

##### ② 南部ゾーン内の幼稚園・保育園・小学校

- ・市立幼稚園 5園（東市・明治・精華・辰市・帯解）
- ・市立保育園 4園（辰市・帯解・都南・高円）
- ・市立小学校 5校（東市・明治・精華・辰市・帯解）

なお、小学校では、東市・明治・辰市小学校が適正規模、精華・帯解小学校が過小規模となっています。

##### ③ 南部ゾーン内の市立幼稚園のようす

■:過小規模 ■:小規模 ■:適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数		H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移										
		計	年齢別		学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計						
			4歳児		5歳児	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
南部	東市	32	14	18	2	16	17	26	32	30	32	28	21	20	
	明治	60	29	31	2	74	71	69	60	63	60	54	58	59	
	精華	3	3	0	1	4	4	2	3	5	2	3	5	5	
	辰市	55	29	26	2	65	63	62	55	55	58	59	59	62	
	帯解	28	14	14	2	21	16	21	28	24	24	26	24	24	

園児数の推計は、住基による学齢園児数に各園の就園率を乗じたものである。

##### ④ 南部ゾーンの適正化の考え方

精華幼稚園は過小規模であり、今後もこの状況が続くと考えられることから、帯解幼稚園に統廃合することが望まれます。なお、統廃合される場合は、通園方法について配慮が必要です。また、帯解幼稚園については、過小規模であるが、これまで幼保一体化の取組を進めてきた経緯もあり、幼保連携型の「認定こども園」を含めた適正化の検討が望まれます。また、小学校と離れていることや園舎が老朽化していることから帯解小学校内へ併設することが望まれます。

東市幼稚園については、過小規模との境界上にあり、今後過小規模になることが予想されるので、東市小学校内に併設することを含めた適正化について検討が望まれます。

明治・辰市幼稚園については小規模園であり、今後の園児数の推移により、統廃合、小学校へ併設、保育園との連携など状況に応じた適正化を図ることが望まれます。

#### (5) 東部ゾーン

##### ① 東部ゾーンの特徴

森林地域と農業地域が大部分を占め、豊かな自然と歴史に育まれた地域ですが、生活



環境の利便性の面から市街地への人口の流出やゾーン内での高齢化が進んでおり、今後も人口の減少が続くと予測されます。

## ② 東部ゾーン内の幼稚園・保育園・小学校

- ・市立幼稚園 3園（大柳生・狭川〔休園〕・田原）
- ・市立保育園 2園（柳生・布目）
- ・市立小学校 4校（大柳生・相和・柳生・田原）

なお、小学校では、大柳生・相和・柳生・田原小学校は過小規模となっています。

## ③ 東部ゾーン内の市立幼稚園のようす

■:過小規模 ■:小規模 ■:適正規模

ゾーン	幼稚園名	H18園児数		H18 学級 数	市立幼稚園の園児数推移										
		計	年齢別		学校基本調査				住民基本台帳に基づく推計						
			4歳児		5歳児	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
東部	狭川	休園	△	△	△	14	11	休園	休園	△	△	△	△	△	
	大柳生	5	1	4	2	5	3	9	5	3	4	5	6	6	
	田原	8	4	4	2	14	8	4	8	7	7	8	6	5	

園児数の推計は、住基による年齢別園児数に各園の就園率を乗じたものである。

## ④ 東部ゾーンの適正化の考え方

大柳生・田原幼稚園はともに過小規模であり、今後もこの状況が続くと考えられることから、保育園も含めた適正化についての検討が望まれます。なお、小中学校の統廃合と関連させるとともに、当面は狭川・大柳生幼稚園は小学校と離れていることから、狭川幼稚園と大柳生幼稚園を統廃合し、大柳生または相和小学校内に併設することが望まれます。

## (6) 月ヶ瀬ゾーン

### ① 月ヶ瀬ゾーンの特徴

名勝「月瀬梅林」を中心とした観光や農業を核とした地域であり、住宅地の開発計画もなく、新たな流入人口は期待できないことから、今後もこれまで同様、ゆるやかな人口減少が続くと予測されます。

### ② 月ヶ瀬ゾーン内の幼稚園・保育園・小学校

- ・市立保育園 1園（月ヶ瀬）
- ・市立小学校 1校（月ヶ瀬）

なお、小学校では、月ヶ瀬小学校は過小規模となっています。

### ③ 月ヶ瀬ゾーンの幼児のようす

平成18年5月1日現在 住民基本台帳人数

校区名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
月ヶ瀬小学校区	9	3	10	13	15	11



#### ④ 月ヶ瀬ゾーンの適正化の考え方

他のゾーンとは地理的に離れていることから統廃合は無理な状況です。また、幼児数が少ないことから幼稚園を新設することも無理な状況です。幼児教育をいっそう充実させるために、保育所型の「認定こども園」についての検討が望まれます。

### (7) 都祁ゾーン

#### ① 都祁ゾーンの特徴

名阪国道により京阪神及び名古屋の大都市圏、関西国際空港に直結しており、物流においては利便性の高いゾーンです。平成に入り吐山小学校区では、大規模な戸建住宅建設が進み、幼児数が一時急増しましたが現在は一定の減少が続いています。このゾーンでは今後、大規模な宅地開発の計画がないことから、少子化による人口の減少傾向が今後も続く予測されます。

#### ② 都祁ゾーン内の幼稚園・保育園・小学校

- |        |    |               |
|--------|----|---------------|
| ・市立保育園 | 4園 | (並松、都祁、吐山、三城) |
| ・市立小学校 | 4校 | (並松、都祁、吐山、六郷) |

なお、小学校では、並松、都祁、吐山、六郷小学校が過小規模となっています。

#### ③ 都祁ゾーンの幼児のようす

平成18年5月1日現在 住民基本台帳人数

校区名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
並松小学校区	11	5	10	11	12	13
都祁小学校区	14	18	20	18	22	20
吐山小学校区	6	7	12	7	15	13
六郷小学校区	6	9	11	14	17	12
計	37	39	53	50	66	58

#### ④ 都祁ゾーンの適正化の考え方

合併による新市建設計画（平成16年7月）において「幼稚園建築事業」「保育所建設事業」が計画されています。しかし、幼児数の減少が続くと予想されるなかで、幼稚園を単独で新設しても、望ましい集団規模が確保できないことも予想されることから、幼稚園と保育所の施設を一体化した幼保連携型の「認定こども園」についての検討が望まれます。

## おわりに

以上、本検討委員会は、児童・生徒数が減少しつつある今日の奈良市の状況及び将来展望を踏まえ、あくまでも教育上の視点を重視し、教育環境の改善を目指した市立学校の適正規模及び適正配置について検討を進めてきました。

検討の過程で、学校の規模に関しては小規模校における教育実践の紹介や少人数教育がよりきめ細やかな教育指導を可能にする点を評価する意見などや、反対に大規模校の楽しさや活力を評価する意見等、様々な意見がだされ、活発な議論が行われました。もとより、学校の適正規模については決定的な理論や学説が存在しないため、各自の教育経験に基づく多様な意見が存在し、また、容易に意見の一致を見出すのが難しいテーマでもありました。

本検討委員会では、法的基準や学習指導要領における教育活動などを手がかりにして、望ましい学校規模の検討を進め、それらを踏まえて、学校配置のシミュレーション、通学区域や学校施設の現状などの検討をとおして、ここに、「奈良市学校規模適正化基本方針」を提言としてとりまとめました。言うまでもなく、社会状況が激しく変化する中で、教育改革が推進され学校も大きく変わろうとしている現在の状況を考えれば、今後も時代に対応した市立学校の適正規模・適正配置の議論が必要になることでしょう。

この提言は、これまで多角的な視点から検討がなされたものを取りまとめたものですが、「中学校の適正規模の範囲は18学級以上24学級以下の規模であってもいいのではないか」との意見や、「小・中学校ともに30人学級」を主張する意見がある中で、平成19年度より市立小学校低学年で30人学級の導入を本市が県内で先駆けて決定したことは、大いに評価できることであることを付記しておきます。

最後に、この基本方針が児童・生徒の心身ともに健やかな成長に寄与し、奈良市立学校の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを願ってやみません。

奈良市学校規模適正化検討委員会

- 第1回検討委員会 平成18年6月20日
  - 奈良市立学校園の現状及び将来推計等について
  - 今後の日程と進め方について
  
- 第2回検討委員会 平成18年7月14日
  - 小規模校・大規模校のメリット・デメリットについて
  - 適正規模の考え方について
  
- 第3回検討委員会 平成18年9月1日
  - 適正規模・適正配置について
  - 幼児教育部会・義務教育部会の設置について
  - アンケート調査・学校園視察について
  
- 市立学校園長に対するアンケート調査 平成18年9月11日～15日
  
- 幼児教育部会（第1回） 平成18年9月22日
  - 奈良市における幼稚園・保育園の現状について
  - アンケート結果について
  - 市立幼稚園の適正規模について
  
- 学校園視察 平成18年10月4日
  - 富雄北小学校、大柳生幼稚園、大柳生小学校、興東中学校
  
- 幼児教育部会（第2回） 平成18年10月4日
  - アンケート結果について
  - 中間報告（幼児教育部会案）について
  
- 義務教育部会（第1回） 平成18年10月6日
  - アンケート結果について
  - 市立小・中学校の適正規模について
  
- 義務教育部会（第2回） 平成18年10月10日
  - 中間報告（義務教育部会案）について
  
- 第4回検討委員会 平成18年10月13日
  - 中間報告（案）について
  - パブリックコメントの実施について

- 「奈良市学校規模適正化基本方針（中間報告）に対するパブリックコメントの実施  
平成18年10月23日～11月22日
- 第5回検討委員会 平成18年12月1日
  - パブリックコメントについて
  - ゾーン別の適正配置の検討の進め方について
- 義務教育部会（第3回） 平成18年12月21日
  - ゾーン別の検討
- 幼児教育部会（第3回） 平成18年12月26日
  - ゾーン別の検討
  - 認定こども園について
- 義務教育部会（第4回） 平成19年1月11日
  - ゾーン別の検討
  - ゾーン別検討案（義務教育部会案）について
- 幼児教育部会（第4回） 平成19年1月12日
  - ゾーン別の検討
  - ゾーン別検討案（幼児教育部会案）について
- 第6回検討委員会 平成19年1月19日
  - 西北部ゾーン、東部ゾーンの検討
- 第7回検討委員会 平成19年2月7日
  - 中部ゾーン、中央市街地ゾーン、南部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン、都祁ゾーンの検討
- 義務教育部会（第5回） 平成19年2月26日
  - 奈良市学校規模適正化基本方針（案）について
- 幼児教育部会（第5回） 平成19年2月26日
  - 奈良市学校規模適正化基本方針（案）について
- 第8回検討委員会 平成19年3月2日
  - 奈良市学校規模適正化基本方針（案）について

奈良市学校規模適正化検討委員会 委員名簿 (50音順・敬称略)

番号		氏名	区分	役職等
1		相澤立子	学校代表	奈良市立幼稚園会会長
2		岩本寿成	保護者代表	奈良市PTA連合会会長
3		上野ひろ美	学識経験者	奈良教育大学教授
4		小柳和喜雄	学識経験者	奈良教育大学助教授
5		上谷嘉澄	行政代表	保健福祉部長
6	副会長	酒井重治	学校代表	奈良市立学校園長会会長
7	会長	重松敬一	学識経験者	奈良教育大学副学長
8		田中幹夫	弁護士	奈良市顧問弁護士
9		谷秀春	学校代表	奈良市立中学校長会会長
10		中室雄俊	行政代表	教育総務部長
11		早瀬三千恵	保護者代表	奈良市PTA連合会中高校部会長
12		福島定男	学校代表	奈良市立小学校長会会長
13		前田玲子	保護者代表	奈良市PTA連合会小学校部会長
14		八尾坂修	学識経験者	九州大学大学院教授
15		吉岡正志	地域代表	奈良市自治連合会会長

奈良市学校規模適正化検討委員会 作業部会委員名簿

《義務教育部会》

①	小柳和喜雄 (部会長) 奈良教育大学助教授
②	谷秀春 奈良市中学校長会会長
③	福島定男 奈良市立小学校長会会長
④	福田昭彦 大安寺小学校長
⑤	松永享二 二名中学校長
⑥	大嶋壽治 学務課 学事係長
⑦	澤田猛 学校教育課 指導係長

《幼児教育部会》

①	上野ひろ美 (部会長) 奈良教育大学教授
②	相澤立子 奈良市立幼稚園長会会長
③	山本陽子 東市幼稚園長
④	山村悦子 富雄北幼稚園長
⑤	中井洋子 保育課主幹(学園南保育園長)
⑥	峠佐枝子 保育課主査
⑦	黒川則子 伏見保育園長
⑧	澤田猛 学校教育課 指導係長
⑨	松本知子 学校教育課 指導主事

※ 役職等は平成18年度のものです。

## 奈良市学校規模適正化検討委員会

奈良市教育委員会教育総務部教育企画課

〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1

TEL : 0742-34-1111

FAX : 0742-34-6917

Mail : kyouikukikaku01@city.nara.lg.jp